2 「コロナ禍を受けた多文化共生社会の課題」

在日外国人労働者が直面した困難

一コロナ禍の影響を受けた技能実習生を中心として一

清 水 奈名子

序 人の移動制限が移民にもたらす影響

2019年末に感染拡大が始まったCOVID-19 は、瞬く間に世界中に拡散し、2020年3月11日には世界保健機構(WHO)の事務局長によってパンデミックとして認定された¹。各国は感染拡大を抑えるために、対外的には出入国管理を厳しく制限し、対内的には緊急事態宣言やロックダウンを実施することで人々の移動を制限する措置を講じてきた。多様な分野におけるグローバリゼーションが深化していた現代において、人々の移動が国家権力によって厳しく制限される事態が、世界同時多発的に発生したのである。

人の移動に関する多様な制限措置は、祖国を離れて生活している世界中の移民にとって、とりわけ深刻な影響を与えている。国際移住機関 (IOM) によれば、世界の移民人口は2019年時点で約2億7,200万人、世界人口の3.5%を占めているが、その数は1990年よりも1億1,900万人増加しており、1970年の約3倍になっているという²。IOMが2020年6月に発表した政策文書(policy paper)によれば、コロナ禍を受けた各国の移動制限は今後も継続され、短期、中期的にはコロナ禍以前のような移動の自由が確保されることは難しいことを予想したうえで、増加の一途をたどる移民たちとって移動制限は経済格差を広げる要因となることが指摘されてい

また、経済協力開発機構(OECD)も2020年 10月に、コロナ禍が移民とその子どもにより深 刻な影響を与えるとする分析を公表している。 この分析によれば、貧困率が高く、過密な住宅 に居住し、リモートワークが困難で、身体的な 距離を確保することが難しい職場で働くことの 多い移民たちは、滞在国内で生まれた人々より も感染リスクが高く、罹患率、死亡率もより高 い傾向が指摘されていた。さらに雇用状況も不 安定なことが多いため、移民が多く従事してい る飲食、観光をはじめとするサービス産業等で の失業問題もより深刻化しているという⁴。

このように、異国の地で生活する移民にとって、コロナ禍の影響が滞在国で生まれた人々よりも深刻になる問題は、日本においても数多く報告されている。報告されている問題の多くは、コロナ禍によってはじめて発生したというよりも、コロナ禍以前からあった構造的制度的問題が、さらに悪化していると考えられる。同時に、今日の日本の経済活動が多くの分野において、低賃金かつ劣悪な労働環境で働く多数の外国人労働者によって支えられていることも、コロナ禍の混乱は浮き彫りにしてきた。

本稿では、関係省庁の資料、新聞の報道記 事、外国人労働者の支援者への聞き取り調査内

⁷⁻³

¹ WHO, "Timeline: WHO's COVID-19 response," https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/interactive-timeline#event-70 (本稿におけるオンライン資料の閲覧日は、2021年1月10日である)

² IOM, World Migration Report 2020, P.21, https://publications. iom.int/system/files/pdf/wmr 2020.pdf

³ IOM, Covid-19 Response Policy Paper, "Cross-Border Human Mobility amid and after COVID-19," 17 June 2020, https:// www.iom.int/sites/default/files/defaul/pp_crossborder_human_ mobility_amid_and_after_covid-19_policy.pdf

⁴ OECD, OECD Policy Responses to Coronavirus (COVID-19) "What is the impact of the COVID-19 pandemic on immigrants and their children?" 19 October 2020, https://www.oecd.org/ coronavirus/policy-responses/what-is-the-impact-of-the-covid-19pandemic-on-immigrants-and-their-children-e 7 cbb 7 de/

容を参照しながら、コロナ禍によって悪化している日本国内の外国人労働者が抱える問題を記録することを目的としている。

1. 日本の国境管理へのコロナ禍による影響

上述した通り、COVID-19の感染拡大を防ぐことを目的として、各国は国境封鎖をはじめとする厳しい出入国制限を2020年以降に導入してきた。日本政府もまた、感染予防を目的として、2020年1月31日以降、外国人の上陸拒否の方針を次々に打ち出すことになる。

2020年1月当時、感染爆発が報道されていた中国湖北省に滞在歴がある外国人、および同省において発行された旅券を所持する外国人に対する上陸拒否が決定されて以降、同年4月3日には上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北米、中南米、欧州、中東、アフリカの73カ国へ拡充、8月30日には159カ国へさらに拡充し、2021年1月現在もこの政策を継続している⁵。

表1は、2020年1月以降の日本の出入国管理 政策の変遷をまとめたものである。1月から7 月にかけて、感染拡大地域が広がるのにあわせ て上陸拒否対象国を拡大してきたことが見て取 れる。その一方で、2020年7月29日以降には感 染が抑えられていると判断された一部の国、地 域の入国制限の緩和も開始された。最も早くに 緩和されたベトナムとタイに続けて、9月には 台湾、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャ ンマー、10月に韓国、ブルネイ、11月には中国 が対象とされている。緩和の対象は、短期出張 者を対象とした「ビジネストラック」と、長期 滞在を予定している駐在員や技能実習生を対象 とした「レジデンストラック」とされた。。

その後2020年10月には、159カ国・地域に対

5 出入国在留管理庁のプレスリリースより。http://www.

して実施している上陸拒否措置は維持しつつ、「医療」「教育」「文化活動」「家族滞在」など全ての中長期(3カ月以上)の在留資格者の入国を、一日最大で1千人程度として認めること、「短期滞在」も一部受け入れるが、観光客は認めないこと、また留学生受け入れ全面解禁が決定された⁷。さらに11月1日には、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国(香港、マカオ含む)、ブルネイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドを上陸拒否対象国から外すことで、さらなる緩和を進めてきた。

表1 コロナ禍を受けた出入国管理政策の変遷 (上陸拒否は無色、入国緩和は色付)

2020年 1 月31日

日本への上陸の申請日前14日以内に中華人 民共和国湖北省における滞在歴がある外国 人及び同省において発行された同国旅券を 所持する外国人について、上陸を拒否

2020年2月11日

日本への上陸の申請日前14日以内に中華人 民共和国浙江省に滞在歴がある外国人、並 びに浙江省で発行された中華人民共和国旅 券を所持する外国人について、上陸を拒否

2020年4月3日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの73カ 国へ拡充⁸

2020年 4 月29日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの87カ 国へ拡充

2020年 5 月16日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの100カ 国へ拡充

moj.go.jp/isa/publications/press/press2020.html 6 外務省「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」2021年1月13日付、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22 003380.html

^{7 「}外国人再入国、緩和へ 政府、1日500人想定」朝日 新聞、2020年7月23日付。

³ なお例外措置として、各国への入国拒否が始まる前に 出国したケースについては、「永住者」「日本人の配偶 者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の4つの在留資 格を持っている人に限定して、再入国を認めてきた。 「外国人再入国、緩和へ 政府、1日500人想定」朝日 新聞、2020年7月23日付。

2020年 5 月27日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの111カ 国へ拡充

2020年7月1日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの129カ 国へ拡充

2020年7月24日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの146カ 国へ拡充

2020年7月29日

ベトナム、タイを対象に入国緩和

2020年8月30日

上陸拒否の対象国をアジア、大洋州、北 米、中南米、欧州、中東、アフリカの159カ 国へ拡充

2020年9月8日

台湾、マレーシア、カンボジア、ラオス、 ミャンマーを対象に入国緩和

2020年10月1日

159カ国・地域に対して実施している上陸 拒否措置は維持しつつ、例外を拡大。「医療」「教育」「文化活動」「家族滞在」な ど全ての中長期(3カ月以上)の在留資格 の入国を「1日1千人」程度の新規入国開 始・留学生受け入れ全面解禁⁹

2020年10月8日

韓国、ブルネイを対象に入国緩和策実施

2020年11月1日

以下9か国の入国拒否指定解除 韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国 (香港、マカオ含む)、ブルネイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド

2020年11月1日

ミャンマー、ヨルダンを上陸拒否対象国に 追加、合計152カ国

9 「GoTo、来月拡大 全世界からの入国も緩和 政 府決定」朝日新聞、2020年9月26日付。

2020年11月30日

中国を対象に入国措置を緩和

2020年12月24日

英国を入国緩和策の対象から除外

2020年12月26日

南アフリカを入国緩和策の対象から除外

2020年12月28日

全世界を対象とした入国緩和策を停止。一方で中韓やベトナムなど11カ国・地域から一定の条件で、短期滞在の出張者や中長期滞在の技能実習生などの入国を認める仕組みは維持した

2021年 1 月13日

中韓を含む11カ国・地域からビジネス関係 者などを受け入れている入国緩和策につい て、一時停止を発表

(出入国在留管理庁、外務省のホームページを もとに筆者作成)

しかしながら、2020年秋以降の日本国内での感染拡大、さらに英国や南アフリカにおいてウィルスの変異株が発見されたことを受けて、再び入国規制の強化が始まった。2020年12月28日には中国、韓国、ベトナムをはじめとする11カ国を除いた国を対象とした入国緩和策を停止している。2021年1月8日からは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県を対象として再び緊急事態宣言が発出されるなか、最後まで維持していた11カ国を対象とした入国緩和措置も1月13日に一時停止となり、再び日本は外国人の上陸を拒否する体制をとることになった¹⁰。

菅義偉首相が最後までこだわっていたとされる、中国、韓国やベトナムなど11カ国・地域からビジネス関係者等の入国を認める措置が維持されていた理由としては、経済界から技能実習生らの受け入れ継続を求める声があったためで

¹⁰ 外務省「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」2021年1月13日付、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22 003380.html

表2 入国緩和策が維持された11カ国と 国籍別・技能実習生人数

(技能実習生の出身国が11カ国に含まれている場合には色付)

入国緩和策が	国籍別·
維持された11カ国	技能実習生人数
(緩和策が開始された年月)	(2020年6月)
タイ	1位 ベトナム
(2020年7月)	219,502人
ベトナム	2位 中国
(2020年7月)	73,160人
マレーシア	3位 インドネシア
(2020年9月)	35,542人
カンボジア	4位 フィリピン
(2020年 9 月)	35,032人
ラオス	5位 ミャンマー
(2020年 9 月)	13,930人
ミャンマー	6位 タイ
(2020年 9 月)	10,911人
台湾	7位 カンボジア
(2020年 9 月)	9,517人
シンガポール	8位 モンゴル
(2020年 9 月)	2,176人
ブルネイ	9位 スリランカ
(2020年10月)	810人
韓国	10位 ラオス
(2020年10月)	551人
中国	11位 ネパール
(2020年11月)	469人

(法務省資料11をもとに筆者作成)

あるという¹²。表 2 は、入国緩和策が維持されていた11カ国と、国籍別の技能実習生の人数を対比しているが、技能実習生の出身国上位11カ国のうち 6 カ国が、入国緩和策維持の対象国に含まれている。

新聞報道によれば、2020年3月の時点で、すでに感染拡大を受けて予定通りに来日できない外国人技能実習生が発生しており、日本国内で労働力不足問題が生じていた。全国農業協同組合中央会(JA全中)が、2020年2月下旬に全国の農協などに緊急調査を行った結果、具体的な人数の回答があった、北海道、茨城、群馬、千葉、愛知など9道県だけで、予定していた約360人の受け入れに見通しが立っておらず、農業に就労する予定の実習生だけでも、全国で少なくとも約800人来日できない状態にあったという。来日が遅れれば、本格化する春野菜の収穫に影響がでる可能性が指摘されており、長野県東部のJAでは販売額が最大10億円減る可能性があると報道されていた13。

農業分野をはじめ、外国人労働者に依存する 産業が少なくない現在、コロナ禍を受けた政府 による出入国管理政策は、技能実習生も含めた 外国人労働者の確保という要因に大きな影響を 受けてきたと言えるだろう。

2. 外国人労働者への依存と技能実習制度の 問題

日本政府の外国人労働者に関する政策は、国内の労働力不足を受けて、外国人労働者の受け入れを拡大してきた1980年代以降も、一貫して定住型の移民を認めず、日系人等の一部の例外を除いて、帰国を前提とした制限的な労働条件を前提とした受入れ制度を採用してきた。その一方で、少子高齢化が急激に進む日本では労働力不足が深刻化しており、近年日本で働く外国人労働者数は増加の一途をたどっている。

次項の図は、2016年から2020年までの日本国内の外国人労働者の人数の推移を示したものである。外国人労働者の総数は2020年に初めて

¹¹ 法務省「第1表の2 国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 総在留外国人 (2020年6月)。

^{12 「}水際対策、右往左往 首相肝いり裏目 ビジネス入 国」朝日新聞、2021年1月14日付。

^{13 「}実習生『来日できぬ』続出 新型コロナ影響、農業 800人 春野菜、収穫に影も」朝日新聞、2020年3月13 日付。

170万人を超え、技能実習生も増加傾向が続いてきたことが分かる。

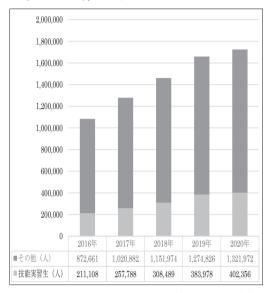


図 外国人労働者の人数の推移(2016 - 2020年) (厚生労働省「外国人雇用状況」報道発表資料¹¹をもとに筆者作成)

増加が続く一方で、技能実習制度については コロナ禍以前から多くの問題が指摘されてき た。この制度の本来の目的は「人材育成を通じ た開発途上地域等への技能、技術又は知識の移 転による国際協力を推進すること | (外国人の 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に 関する法律、以下技能実習法、第1条)と明記 されており、「技能実習は、労働力の需給の調 整の手段として行われてはならない」(同法第 3条2項)ことが規定されているが、制度の実 態とはかけ離れていることが指摘されてきた。 5年間を上限として日本で就労できるものの、 原則として転職は許されず、家族の帯同も認め られていない。さらに多くの実習生が、渡航の ために多額の借金を抱えて来日し、劣悪な条件 で働かされていることが問題視されている15。

女性差別撤廃委員会(CEDAW)や人種差別撤廃委員会(CERD)など、国連の差別撤廃に関わる委員会の場においても、日本における技能実習制度は搾取的な制度として批判され、その改善が求められてきた。CEDAWは2016年に日本政府に示した「総括所見」のなかで、「外国人技能実習制度の下で締約国に来る女性と少女が、依然として強制労働及び性的搾取の対象となっていること」(26段落 b)を指摘し、「特に外国人技能実習制度の下で募集並びに採用される女性と少女の人身取引に対処するために、定期的な労働監督その他の努力を強化する

こうした批判に対応するために、日本政府は 2017年11月に「外国人の技能実習の適正な実施 及び技能実習生の保護に関する法律」を施行 し、実習生の監理団体の許可制、技能実習計画 の認定制、外国人技能実習機構による相談・申 告体制の整備や監理団体・実習実施者への実地 検査、送出国との二国間取決めの締結などの取 組みを通して、技能実習制度の適正化及び技能 実習生の保護を進めてきた¹⁷。

こと」 (27段落a) を勧告していた¹⁶。

しかしながらCERDは、2018年の総括所見において、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行、および技能実習制度を改定するための措置を歓迎する一方、それでもなお、政府の監督が不十分であり、法律の実施と影響に関する情報が不足していることを懸念」(第31段落)したうえで、「技能実習制度が同法律の遵守を確保するために適切に規制され、政府によって監視されるよう確保すること」を勧告し、「次回の定期報告書において、この法律の実施と影響に関する情報を要

¹⁴ 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況について(報道発表)」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html

¹⁵ 澤田晃宏『ルポ技能実習生』筑摩書房、2020年。

¹⁶ CEDAW, Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Japan, U.N. Doc. CEDAW/C/JPN/ CO/7 - 8, 10 March 2016.

¹⁷ 厚生労働書「技能実習制度運用要領〜関係者の皆さまへ(令和2年4月3日一部改正)」2020年4月、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global cooperation/01.html

請! (第32段落) していた18。

さらにCERDは2020年9月にフォローアップ 審査を行い、その結果を日本政府に宛てて文書 で通知しているが、技能実習法が厳格に実施さ れていないことに懸念を示し、技能実習生が劣 悪な労働条件、虐待的で搾取的な慣行、そして 債務奴隷型の状況のもとにあるという市民社会 組織からの報告に憂慮を示したうえで、技能実 習制度の「さらなる改正と政府のより徹底した 監督が必要」であると指摘していた¹⁹。

以上でみたように、日本ではコロナ禍以前から、技能実習生をはじめとした外国人労働者の 劣悪な人権状況が問題視されていたのである。 コロナ禍の発生による国内外の人の移動の制限 は、すでに苦境にあった多くの外国人労働者を さらに追い詰めていくことになったが、それら は十分に予見可能な事態であったと言えるだろう。

3. 外国人労働者・技能実習生が直面した困難

コロナ禍による国内外の人の移動の制限に加えて、緊急事態宣言の発令等によって経済活動が停滞すると、最も早期に影響を受けた集団の一つが外国人労働者であった。転職が認められていない技能実習生も含めて、多くの外国人労働者が勤務先の休業、自己破産、倒産などを受けて収入の減少や突然の解雇を言い渡され、生活困窮者が増加している。

筆者は2020年8月に、日本で暮らすインドネシア人への支援活動を続けている愛知県の関係者から、連絡を受けた。栃木県をはじめ、茨城県、福島県、宮城県で生活する10名程度のインドネシア人から支援要請があったという。コロナ禍で職を失い、食事をとることもできない状

18 CERD, "Concluding observations on the combined tenth and eleventh periodic reports of Japan," U.N. Doc. CERD/C/JPN/ CO/10-11, 30 August 2018. 況にあるという相談であった。すぐに連絡を取り、栃木県内で食糧支援等を行っている団体につなぐなどの対応をとったが、問題の深刻さを知ることになった。この支援者が所属する団体の支援報告書によると、以下のような事例が報告されている²⁰。

事例①男性・20代・栃木県

2019年11月に来日し、栃木県で惣菜製造・ 加工の技能実習に従事する。雇用条件書によ れば時給は826円 (栃木県2019 年の最低賃金は 853円)で、出勤日数が24日でも手取りは9万 円を切る状況だった。コロナの影響で就業時間 が激減、たとえば8月には出勤日数20日でも手 取りは4万5000円。数カ月同様の収入がつづい ていることから、監理団体に相談するも、解決 にはまったくいたっていない。休業給付金の申 請は1回のみ。実習先の会社が継続的に申請し ておらず、労働局からの支給決定通知書も会社 にとりあげられてしまったため、2回目以降の 申請をできずにいる(1回目に何月分の申請を したのか不明であり、また2回目以降の申請に は、通知書の一部を切り取って貼り付ける必要 がある)。その後、監理団体が新たな実習先を 決定。12月はじめに福岡に移動することになっ た。しかし監理団体が会社と協議しているのか 不明で、本人から11月末で退職すると会社に伝 えるよう指示。休業給付金の手続きなどがどう なっているのかも不明である。しかし、本人は 福岡に移る手続きが遅れることを恐れ、現時点 で支援者が監理団体と話すことは望んでいない ため、まずは実習先の変更を優先する。

¹⁹ REFERENCE: CERD/101 st session/FU/MJA/ks, 24 September 2020, https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CERD/Shared%20 Documents/JPN/INT CERD FUL JPN 43388 E.pdf

²⁰ 支援者である、名古屋学院大学国際文化学部の佐伯奈 津子准教授より、資料の提供を受けた。また2020年8月 22日、2021年1月13日に電話による聞き取り調査を行っ た。

事例②男性・30代・栃木県→茨城県

日本で就労できると聞き、1億2000万ルピ ア(約100万円)をエージェントに払って来日 した。騙されたと感じている。日本での生活費 のため、借金は3億2500万ルピアまで膨れあ がった。コロナ禍で就労ができなくなり、帰国 費用すら捻出できない。支援金は家賃と食費に つかった。必死で仕事を探すが難しい。10月よ り、茨城県の農家で白菜とレタスの収穫のバ イトをおこなっていたが、12月末に仕事がなく なった。農家バイトは時給800円、土日は休み だった。収入は友人への借金返済にあてた。イ ンドネシアの妻、子ども (小学4年生) に仕送 りは考えられなかった。妻子も状況を理解して くれている。借金返済は終わっておらず、イン ドネシアもコロナの深刻な影響を受けているの で、なんとか日本で耐えたい。

事例③男性・20代・群馬県

日本で働けると聞き、親の土地を担保に入れて借金し、エージェントに9000万ルピア(約72万円)を支払って、2020年1月に来日した。最初の半年は化粧品工場で働くことができたが、コロナで解雇され、以来仕事はない。いまはときどきアルバイトをし、インドネシアから送金してもらって生活している。帰国したいが、その費用もない。

事例49男性・20代・茨城県→千葉県→群馬県

エージェントに6000万ルピア(約50万円)を 支払い来日、群馬のパチンコ工場で働いたが、 コロナで4月には工場が閉鎖された。6月まで 畑で働くが、それ以降はまったく収入がない。 友人に借金をして暮らしてきたが、これ以上誰 に借金すればいいかわからない状況。帰国した いが、帰国費用もない。11月に花の収穫期を迎 え労働力が必要と聞き、千葉に移り一緒に来日 した同胞と再会。 1カ月半、千葉で野菜の収穫をしたが、それが終わり群馬の友人のもとに身を寄せた。ときどきパチンコ工場でアルバイトできることもあるが、最近2週間で3日しかアルバイトはなかった。手元にあるのは3000円。

事例⑤男性・30代・栃木県

技能実習生として来日、型枠加工の仕事をしていたが、日本語が十分でなく仕事にも慣れていなかったため、いつも怒られていた。ヘルメットを金槌で殴られたこともあった。当時の給与は総支給額で約12万円。耐えきれずに逃亡したが、帰国することも恥ずかしく、群馬県の畑、栃木県の自動車部品工場などで働いてきた。2020年5月から就労できていない。家賃も滞納している。タイ人女性と2019年半ばに宗教婚。妻は短期滞在で何度も来日して、婚姻生活をつづけていたが、今回のコロナ禍で帰国困難になり、短期滞在の在留資格を更新しつづけていた。妻が妊娠したと思われたので、支援団体からの支援金は病院の費用にあてた。

事例⑥男性・30代・栃木県

日本で就労できると聞き、1億2000万ルピアをエージェントに払って来日した。騙されたと感じている。はじめ茨城にいたが、栃木に移り、解体現場で働き、約10万円の収入を得ていたが、2020年3月より解雇された。帰国費用すら捻出できない。

事例⑦男性・30代・兵庫県

コロナのため5月末に解雇され、支援者が入管に同行し、資格外活動許可を申請した。その後、アルバイトで食いつないでいたが、12月半ばにコロナに感染。2週間、仕事を休まなくてはならなくなった。通勤の電車で感染したと考えられ、労災は適用されない。アルバイトで社会保険に入っておらず、傷病手当金も出ない。

2週間働けず、収入が途絶えたのは打撃である。

以上の事例にみられるように、外国人労働者はコロナ禍以前から劣悪な労働環境に苦しんでいたところへ、コロナ禍に伴う解雇や収入減少、COVID-19発症等により、さらに追い詰められている。出国の際に借金を抱えている事例が多く、借金を返済するまでは帰国できない、または帰国したくても費用もない事例も少なくない。さらに日本人労働者の雇用を維持するために、景気の調整弁としてなっている事例も報告されており²¹、景気の良い時には人出不足を補う労働力として依存される一方、危機的な状況においては最も脆弱な立場に立たされ、また支援も十分に行き届いていないのが現状なのである。

4. 今後の課題

法務省は技能実習生の失業が発生している事態を受けて、2020年4月、制度上転職ができないとされていた技能実習生について、2019年に新設された特定技能制度の14分野に転職をできるようにする支援策を発表した²²。しかしこうした政策転換は、これまで外国人労働者を支援してきた関係者から批判を浴びている。

NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」代表理事の鳥井一平は、コロナ禍によって雇用身分の最も弱い非正規雇用の外国人の労働者に深刻な影響が出ているが、2008年末以降のリーマン・ショックの際とは異なり、農業、容器業者、医療品メーカーなどで人手が足りない問題状況が、今回の政策転換の背景にあるという。「政府は建前をかなぐり捨てたかのよ

う」に人出不足の分野に実習生を回そうとしており、新設したものの全く数が増えない在留資格「特定技能」に誘導する意図さえ見えるという。また一部の野菜価格の高騰も、入国規制で新たな技能実習生が来日できず、農業の現場で収穫や出荷をする人がいなくなったことが関係していると指摘し、働ける期間に上限のある実習生を、ローテーションで使い回していたやり方が破綻していると分析している²³。

また、在留資格取得支援ベンチャーを経営する岡村アルベルトさんは、「近年、日本に対する外国の人々の憧れは薄まっていると感じます」と話す。その理由の一つが、技能実習制度だと指摘したうえで、「技能実習生は多額の借金を抱えて来日するのに、給料が安いことが多い。転職もできず、搾取されやすい構造」を問題視している。そのうえで、「今年、コロナ禍は日本の農業や漁業、製造業が、技能実習生なしには成り立たない現状を浮き彫りにしました。技能実習生がいなければ、スーパーの棚から野菜や肉、魚が消えることを想像してみてください」と問題提起をしている24。

技能実習生を雇用する側は、「日本人を雇ってもすぐに辞めてしまう。実習生なら『期間限定』だが、安定した労働力。給料も安く上がる」という²⁵。こうした動機付けのもとで、政官財が一体となって安価な外国人労働者に依存してきた日本の経済構造は、コロナ禍を受けてその構造的な問題を露わにすることになった。身分の不安定さによって劣悪な労働環境を強いられ、人権侵害を受けやすいという、外国人労働者が直面する困難は、日本国籍をもつ非正規

²¹ 佐伯奈津子「コロナ禍で苦境に立たされるインドネシア の人々」『福音宣教』2020年10月号、2020年、16-23頁。

²² 出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

^{23 「}フロントランナー) NPO法人「移住者と連帯する全国 ネットワーク」代表理事・鳥井一平さん 「共生社会は 作れるのか」」朝日新聞週末be、2020年5月16日付。

^{24 「(}共生のSDGs 明日もこの星で:2)振り回され る技能実習生 母国に子ども、借金抱え来日」朝日新 聞、2020年12月29日付。

^{25 「}グローブ236号<気がつけば「移民大国」>日本一豊かな村を支える「よく知らないベトナム人」 あなたの隣の外国人」朝日新聞グローブ、2020年12月6日付。

労働者もまた連続線上に抱える問題である。コロナ禍を受けて日本においても、非正規労働者の失業の増加や、自殺者の急増が問題とされてきた。すなわち、外国人労働者が抱える問題は「外国人の問題」なのではなく、現代日本において社会的に弱い立場に置かれた人々が共通して直面している「構造的な問題」なのである。

現在世界では、コロナ禍以降の新しい社会構造に関する提言や構想が数多く打ち出されている。特に経済に関しては、過度なグローバル化を克服し、気候危機をこれ以上悪化させないための「グリーン・リカバリー」等、これまでとは異なる新たな社会と経済の在り方を模索する議論が多くみられる²⁶。日本社会においても社会と経済の正常化が各分野から強く求められているが、コロナ禍以前から存在していた外国人労働者をめぐる深刻な労働問題の解決なくしては、新たな展望を描くことは困難である。一部

の人々に犠牲を押し付けたまま、経済発展を追 究するというコロナ以前の社会経済モデルを克 服し、同じ社会の構成員として相互に尊重し合 うための構想を打ち出していくことは、「外国 人の問題」を解決していくだけでなく、日本社 会全体が抱える構造的問題を克服するうえで、 欠かせないのである。

<参考文献>

内橋克人「コロナ後の新たな社会像を求めて」 村上陽一郎編『コロナ後の世界を生きる ― 私たちの提言』岩波書店、2020年、280-290 頁。

佐伯奈津子「コロナ禍で苦境に立たされるインドネシアの人々」『福音宣教』2020年10月 号、2020年、16-23頁。

澤田晃宏『ルポ技能実習生』 筑摩書房、2020 年。

IOM, World Migration Report 2020, https://publications.iom.int/system/files/pdf/wmr 2020.pdf

²⁶ 内橋克人「コロナ後の新たな社会像を求めて」村上陽一 郎編『コロナ後の世界を生きる 一私たちの提言』岩波 書店、2020年、284-290頁。